

基本方針1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

基本 施策	番号	主な取組(事業名)	再掲	令和8年度 取組内容(事業内容)	令和8年度実施内容/計画 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
基本 施策 1 市 の 政 策 ・ 方 針 決 定 過 程 へ の 女 性 の 参 画 の 拡 大	1	審議会委員選任の際の事前協議		審議会委員の女性委員の割合が40%を下回る場合は、審議会委員の選任に当たり、審議会所管課から男女共同参画課へ事前協議を行う。	審議会委員の女性委員の割合が40%を下回る場合は、審議会等の運営等に関する要領に基づき、審議会所管課から男女共同参画課へ事前協議を行うこととしている。 事前協議書には、女性委員の割合を40%以上とするための所管課の取組方針を記載させるとともに、所管課が団体等へ推薦依頼する際の文例を送付し、団体等に女性委員推薦の働き掛けを行うよう指導する。 また、幹部職員が出席する会議において、所管課へ女性委員の選任依頼を継続して行う。さらに、女性委員の選任率が40%に達していない審議会を一覧で抽出し、該当の所管課に直接依頼を行う。	男女共同参画課
	2	市の女性職員のライン職への配置や職域の拡大		女性職員が管理職に必要な知識や能力を修得できるよう、役職や経験年数に応じたライン職への配置や職域の拡大を進める。	引き続き、女性職員のライン職への配置や職域の拡大を図る。	人事課
	3	市の女性職員の本庁企画・管理部門への早期配置		女性職員が若いうちから幅広い職務経験を積み、その見識を広めることができるよう本庁の企画・管理部門への早期配置を図る。	引き続き、女性職員の本庁の企画・管理部門への積極的配置を図る。	人事課
	4	ロールモデルとなる女性職員との交流会		女性職員を対象として、ロールモデルとなる先輩女性職員との交流の場を設け、モデル職員による自身のキャリアパス、経験談等の紹介や将来のキャリア等についての相談を行う。	これまでの課長補佐級職員を対象とした交流会に加え、係長級職員を対象とした交流会も開催する。	人事課
	5	市の女性職員の国、自治大学校等への派遣研修の実施		女性職員が若いうちから幅広い職務経験を積み、その見識を広めることができるよう国、自治大学校等への派遣研修を行う。	・自治大学校「第1部・第2部特別課程第51期」2人 ・市町村アカデミー「管理職を目指すステップアップ講座」1人 ・国際文化アカデミー「女性リーダーのためのマネジメント研修」1人	人事課 研修センター
	6	ダイバーシティに関する職員研修の実施		性別による固定化された役割分担意識の改革のみならず、多様性の受容に向けて、階層別研修において、ダイバーシティに関する内容の研修を行う。	・中堅職員研修 390人程度 ・新任課長補佐級職員研修 180人程度	研修センター
	7	市の女性職員のキャリア形成支援に関する研修の実施		女性職員が自らの能力や適性について見つめ直し、将来のキャリアをデザインする研修を行い、自律的なキャリア形成の支援及びキャリアに対する意識の向上を図る。	・キャリア形成支援講座Ⅰ（本年度に30歳になる行政事務・技術の職員）200人程度 ・女性職員活躍支援講座（対象：女性職員（在職4年以上の課長補佐級職員））30人程度 ・ライン職支援講座（対象：人事評価者）120人程度	研修センター
	8	学校における女性が働きやすい職場環境づくりに向けた子育て支援プラン説明会の実施		女性教員が働きやすい職場環境づくりのための子育て支援プラン説明会を実施する。	・3月に育児休業復帰前講座開催予定 ・例年、約50名程度が参加	教職員課
	9	市の女性教員の国等への派遣研修の実施		女性教員が若いうちから幅広い職務経験を積み、その見識を広めることができるよう国等への派遣研修を行う。	・文部科学省教職員等中央研修派遣予定 ・教育センター教員長期研修派遣1名予定	教職員課
基本 施策 2 市 等 へ の 女 性 の 参 画 の 促 進 方 針 決 定 過 程	1	補助金交付団体に対する女性登用推進に向けた働き掛け		市が補助金を交付する団体に対し、積極的に女性登用を推進することについて直接的な啓発等による働き掛けを行う。	引き続き、補助金交付団体において役員への女性の登用を促進するよう、補助金の交付を所管する関係課に対し依頼文書を発出し、関係課から団体に対する役員への女性登用についての働き掛けを行う。	男女共同参画課
	2	男女共同参画推進センターにおける女性の活躍推進を図るための講座の開催		広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性の活躍推進を図るための講座を開催する。	開催回数:3回	男女共同参画課
	3	男女共同参画啓発リーフレットの作成	※	男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すためのリーフレットを作成し、啓発する。	作成部数:12,000部	男女共同参画課
	4	広島市女性団体連絡会議補助		広島市女性団体連絡会議の取組を支援し、その活動が一層活性化するよう、補助を行う。	補助団体数:1団体 (構成団体・グループ数:10団体)	男女共同参画課

基本方針1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

基本施策	番号	主な取組(事業名)	再掲	令和8年度 取組内容(事業内容)	令和8年度実施内容/計画 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
基本施策3 防災・復興における女性の参画の拡大	1	女性地域防災リーダーの養成		女性地域防災リーダーの養成を促進する。	引き続き、地域防災リーダーを募集している防災士養成講座のホームページにおいて、女性の積極的な受講を呼びかける。また、学区自主防災会連合会長に対し、女性の積極的な推薦を依頼する。	災害予防課
	2	女性消防団員の育成・支援		各種研修や訓練への積極的な参加を促し、女性消防団員の育成・支援を行う。	・全国女性消防団員活性化大会への派遣 1人 ・女性消防団員リーダー会議への出席 2人 ・女性消防団員研修 32人 ・女性消防団員活性化研修会 40人	消防団室
	3	男女共同参画推進センターにおける男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の開催		広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、男女共同参画の視点を取り入れた防災講座を開催する。	開催回数:1回	男女共同参画課
	4	女性等の視点に立った備蓄救援物資の確保		女性等に配慮した備蓄救援物資の品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。	災害救援物資備蓄・調達計画に女性等に配慮した備蓄救援物資の品目を選定し、備蓄目標数を設定するとともに、備蓄目標数に到達するよう、計画的に備蓄体制を拡充する。	災害予防課
	5	男女共同参画の視点等を取り入れた指定避難所運営のための支援	※	避難所を開設した際、男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた避難所運営を確保するため、必要な指導・支援に努める。	引き続き、男女共同参画や性的マイノリティの視点を踏まえた指定避難所運営マニュアルのひな形を地域に提示する。	災害予防課 人権啓発課 男女共同参画課

基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

基本 施策	番号	主な取組(事業名)	再 掲	令和8年度 取組内容(事業内容)	令和8年度実施内容/計画 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
基本 施策1 働く場 における 男女共同 参画の 推進	1	働く女性のための就労環境整備の推進	※	女性が働きやすい就労環境の整備を推進するため、市内企業等に対して、女性活躍推進に関する研修会等を実施する。	・開催回数 3回 ・参加企業数 延べ100社	男女共同参画課
	2	女性の就職機会創出事業	※	人手不足が深刻な中小企業を対象に、女性従業員の雇用や職域拡大等に関するセミナーを開催する。	＜セミナー＞ ・実施回数 3回 ・参加企業数 延べ45社	雇用推進課
	3	働く女性・若者のための就労環境整備の推進		女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、仕事と家庭の両立や職場定着・就業継続等に取り組む中小企業に対し、優良企業の認定制度の運用を行うとともに、女性や若者にとって魅力的な職場環境づくりに積極的な企業の取組事例を紹介・共有する機会の提供等を行う。	＜認定制度＞ 子育てと仕事の両立の観点を取り入れる等の見直しを実施 ＜講演会・ワークショップ＞ ・実施回数 1回 ・参加企業数 10社	雇用推進課
	4	事業所等向け男女共同参画支援講座の実施	※	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。	男女共同参画課
	5	女子学生等を対象とした女性管理職や女性起業家等のロールモデルの提供		女子学生等が市内等で就職する意識を醸成し、女性役員の登用や女性起業家の育成につなげるため、市内等で活躍する女性管理職や女性起業家等のロールモデルを大学等の講座に派遣する。	女子学生等が市内等で就職する意識を醸成し、女性役員の登用や女性起業家の育成につなげるため、市内等で活躍する女性管理職や女性起業家等のロールモデルを大学等の講座に派遣する。	男女共同参画課
	6	男女共同参画推進事業者の顕彰	※	女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる市内に本社・本店を置く事業者を表彰し、本市ホームページ等を通じてその取組内容を広く紹介することで、他の事業者の意識啓発を図る。	表彰事業者:5事業者(一般表彰5社、特別表彰0社) (応募事業者:15事業者(一般表彰13社、特別表彰2社)) ※令和8年度から応募要件に「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している事業者」を追加。	男女共同参画課
	7	企業等における女性活躍や子育てサポートの推進	※	市内企業等の女性活躍や子育てサポートを推進するため、企業の魅力向上や人材確保・定着に役立つ認定制度(えるぼし、くるみん)の取得を促進する。	・市内の事業所に対し、えるぼし・くるみんを紹介するチラシを送付し、認定の取得を促す。 ・市内のえるぼし・くるみん認定企業数の増加に向けて、一般事業主行動計画策定済みである企業が認定取得に至っていない理由や課題等について把握し、今後の支援施策の充実につなげることを目的として、計画策定済みの市内企業を対象としたアンケート調査を実施する。	男女共同参画課 子ども・子育て政策室 雇用推進課
	8	指指定管理者候補選定時の加算	※	指定管理者候補の選定の際の加算(指定管理者制度)	指定管理者候補者の公募において、引き続き加算項目(非公募の場合は確認項目)とする(公募:32指定単位、非公募:118指定単位の選定を予定)。	公共施設マネジメント推進室
	9	物品・役務、公共工事における入札優遇制度	※	入札制度における加算(物品・委託業務総合評価制度、建設工事総合評価制度)	＜物品・委託業務＞ 物品契約課入札執行分では、現時点で対象となる入札の予定無し ＜建設工事＞ 総合評価落札方式を適用する工事(約50件)に、前年度と同内容の評価項目を設定する予定	物品契約課 工事契約課 技術管理課
	10	広島市中小企業融資制度(男女共同参画・子育て支援資金)	※	男女共同参画推進事業所顕彰事業等の表彰事業者や次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定し、事業所内託児施設の新設・運営など子育て支援を推進するための取組を行う事業者などに対し、運転資金・設備資金の融資を行う。	男女共同参画推進事業所顕彰事業等の表彰事業者や次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定し、事業所内託児施設の新設・運営など子育て支援を推進するための取組を行う事業者などに対し、運転資金・設備資金の融資を行う。	中小企業支援課
	11	女性の健康を支えるための取組の促進	※	女性特有の健康課題に対する理解を深めるための周知・啓発を行う。また、フェムテックやフェムケアなど女性に関するイベントを支援する。	女性特有の健康課題に対する理解を深めるための周知・啓発を行う。	男女共同参画課 健康推進課
	12	男女共同参画啓発リーフレットの作成	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	13	介護現場におけるハラスメント対策の周知・啓発		介護サービス事業者に対して、介護現場におけるハラスメント対策マニュアルや研修の手引き、事例集等の周知・啓発を行う。	介護サービス事業者に対する運営指導及び集団指導において、ハラスメント対策に関する周知・啓発を行う。	介護保険課

基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

基本施策	番号	主な取組(事業名)	再掲	令和8年度 取組内容(事業内容)	令和8年度実施内容/計画 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
基本施策2 女性の参画が 少ない分野に おける男女共 同参画の推 進	1	理工系分野への女性参画推進に関する啓発の推進		大学・学校等と連携して、女子中高生等の理工系分野への進路選択を促進するための啓発を行う。	<理工系女子応援イベントの開催> 女子中高生やその保護者、教員等を対象に、理工系分野で活躍する女性による講演会、仕事体験ブース及び県内大学の紹介ブース等を設置したイベントを10月に開催予定。 <学校への講師派遣> 理工系分野で活躍するロールモデル(女性)を学校へ派遣し、理工系の仕事のやりがいや体験談について講演を行う。	男女共同参画課
	2	女性の就職機会創出事業	再掲	(再掲)	(再掲)	雇用推進課
	3	男女共同参画啓発リーフレットの作成	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	4	男女共同参画推進事業者の顕彰	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	5	物品・役務、公共工事における入札優遇制度	再掲	(再掲)	(再掲)	物品契約課 工事契約課 技術管理課
	6	広島市農業経営改善支援センター事業(「家族経営協定」の普及・啓発)		家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就労環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めることを支援する。	・対象となる農業者への家族経営協定の普及 ・家族経営協定締結農家の実情に合わせた家族経営協定調印式の開催	農政課
	7	「まかせんさい」広島市女性農業士の活動支援		広島市が認定した女性農業士の活動支援を行う。	女性農業士の会が開催する研修会への講師の派遣等	農政課

基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

基本施策	番号	主な取組(事業名)	再掲	令和8年度 取組内容(事業内容)	令和8年度実施内容/計画 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
基本施策3 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進	1	若者、女性等に対する就労支援事業	※	若者、女性、就職氷河期世代等を対象とした就職相談窓口において、就職や転職に向けて、基礎的なIT活用知識を習得するセミナーや伴走型支援を実施する。	＜就労支援窓口の開設＞ 月～金曜日の10:00～18:00 ※いずれも国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び8月13日から8月15日を除く。 ＜セミナー＞ ・実施回数6回	雇用推進課
	2	女性の就職機会創出事業	再掲	(再掲)	(再掲)	雇用推進課
	3	マザーズハローワークと連携した出張就職・保育相談		就職活動と保育園等の入所を同時に検討している保護者等を対象に、マザーズハローワークと保育サービスアドバイザーによるセミナーを開催する。また、保育園の入所申請やオープンスペースの利用機会に合わせて就職相談ができるよう、マザーズハローワークの出張相談会を開催する。	＜セミナー＞ 市内6箇所の公募型常設オープンスペースにて実施 ＜出張相談会＞ ・実施回数 24回(3回×8区) ・参加者数 70人	幼保給付課 雇用推進課
	4	男女共同参画推進センターにおける女性の就労支援	※	広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、女性の就労支援に関する相談や講座を開催する。	男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、毎月第2金曜日と第2土曜日に面接相談を実施する。	男女共同参画課
	5	「女性デジタル人材育成」をテーマにしたセミナー等の実施		広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、育児・介護等により就労に時間的・場所的制約がある女性や休職中の女性などを対象に、女性デジタル人材の育成につながるセミナーを実施する。	開催回数:1回	男女共同参画課
	6	創業者向け研修会・セミナーの開催		研修会やセミナーを開催することにより、創業するために必要な知識や手続、経営に役立つ知識や支援制度の活用方法などの情報提供を行うとともに、創業予定者が経営手法等を習得できるよう支援し、その後の円滑な創業や事業運営につなげていく。	開催回数:2回 参加人数:35人	企業誘致・創業推進課
	7	創業チャレンジ・ベンチャー支援事業		広島市内で創業を考えている創業意欲のある方及び市内の中小企業者(創業後3年未満)を募集し、優秀な事業計画に対して、経営、資金の両面から総合的な支援を行う。また、それに先立ち、有望な事業構想を優秀な事業計画へと具現化するため、事業計画作成支援を実施する。	・事業計画策定支援 21件 ・事業計画実行支援 20件	企業誘致・創業推進課
	8	広島市中小企業融資制度(創業支援融資、創業チャレンジ・ベンチャー資金)		新たに事業を営もうとするもの及び新たに会社を設立して新たに事業を営もうとする中小企業者に対して必要な事業資金を供給することにより、その創業を促進する。	新たに事業を営もうとするもの及び新たに会社を設立して新たに事業を営もうとする中小企業者に対して必要な事業資金を供給することにより、その創業を促進する。	中小企業支援課
	9	女性のための創業相談		広島市中小企業支援センターにおいて、女性のための創業相談窓口を設置し、コーディネーターによる創業に向けた支援を行う。	創業支援コーディネーターが、比較的小規模なビジネスでの創業を考えている女性の創業に関する相談に応じ、助言を行う。	企業誘致・創業推進課
	10	男女共同参画推進センターにおける女性の創業支援		広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、創業に関心がある女性等や創業間もない女性事業者・経営者を対象に、創業までの流れや創業計画書の作成の説明などを行うセミナーを実施する。	開催回数:1回	男女共同参画課
	11	女子学生等を対象とした女性管理職や女性起業家等のロールモデルの提供	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	12	女性管理職のネットワークの構築		広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、女性管理職の交流の場を設け、マネジメントについて学ぶとともに、ネットワークづくりを行う。	開催回数:1回	男女共同参画課

基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

基本 施策	番号	主な取組(事業名)	再掲	令和8年度 取組内容(事業内容)	令和8年度実施内容/計画 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
基本 施策4 職業 生活 と家 庭生 活等 の両 立に 向 け た 職 場 環 境 の 整 備	1	働く女性のための就労環境整備の推進	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	2	働く女性・若者のための就労環境整備の推進	再掲	(再掲)	(再掲)	雇用推進課
	3	男女共同参画推進事業者の顕彰	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	4	企業等における女性活躍や子育てサポートの推進	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課 こども未来調整課 雇用推進課
	5	指定管理者候補選定時の加算	再掲	(再掲)	(再掲)	行政経営課
	6	物品・役務、公共工事における入札優遇制度	再掲	(再掲)	(再掲)	物品契約課 工事契約課 技術管理課
	7	広島市中小企業融資制度(男女共同参画・子育て支援資金)	再掲	(再掲)	(再掲)	中小企業支援課
	8	男女共同参画啓発リーフレットの作成	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	9	子育てサポートサイト「ひろまる」の運営		広島市あんしん子育てサポートサイト「ひろまる」において、子育て等に関する様々な制度や相談窓口などに関する情報を掲載する。	事業の追加にあわせて随時更新する。	こども青少年支援部
	10	育児休業復帰前講座の実施		職員の育児休業から円滑な復帰及び復帰後の能力発揮に資するよう、育児休業から復帰する職員を対象とした復帰前講座(内容:育児休業から復帰した職員の経験談、直近の市政トピックス、仕事と家庭生活の両立支援相談窓口の紹介など)を実施する。	・育児休業復帰前講座 ・開催回数:1回、参加対象者数は未定	人事課
	11	テレワーク利用の促進		柔軟な働き方を可能にし、育児・介護と仕事の両立を支援するため、テレワークの利用を促進する。	全庁に向けた通知の発出、テレワークに関する情報発信等により利用の促進を図る。	人事課
	12	管理職によるワクワク職場宣言の実施		女性職員の活躍や全職員のワーク・ライフ・バランスを実現できる職場を目指し、管理職がその取組を宣言する「ワクワク職場宣言」を行う。	引き続き、通知の発出等により、各所属へ周知を図る。	人事課
	13	ワーク・ライフ・バランスに資する取組に対する表彰の実施		ワーク・ライフ・バランスに資する取組を積極的に実施した所属・職員に対する表彰を実施し、その取組を周知する。	各局・区等で実施するワーク・ライフ・バランスに資する取組を全庁掲示板等へ掲載すること等により、より一層の推進を図る。	人事課
	14	職員の子育て支援ハンドブックの作成・配布		職員の子育て支援ハンドブックを作成・配布し、各種支援制度の内容やその利用方法等を周知する。	引き続き、令和8年度改訂版の職員の子育て支援ハンドブックを作成し、庁内向けの電子資料室(全庁資料室)に掲載して職員へ配布する。	給与課
	15	育児支援制度利用プランの作成・提出の徹底		育児支援制度利用プランの作成・提出を徹底し、各種休暇等の利用計画を検討させる。	引き続き、職員の子育て支援ハンドブックや、全所属長を対象とした良好な職場づくり研修、庁内LAN全庁掲示板などにより、育児支援制度利用プランの作成・提出を繰り返し周知する。	給与課
	16	ワーク・ライフ・バランスに関する職員研修の実施		職員の意欲を高め能力を十分に発揮できる良好な職場環境づくりを推進するため、ワーク・ライフ・バランスに関する内容の研修を行う。	・ワーク・ライフ・バランス支援講座 600人程度 ・キャリア形成支援講座Ⅰ(本年度に30歳になる行政事務・技術の職員)200人程度	研修センター

基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

基本施策	番号	主な取組(事業名)	再掲	令和8年度 取組内容(事業内容)	令和8年度実施内容/計画 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
基本施策5 男性にとつての男女共同参画の推進	1	事業所等向け男女共同参画支援講座の実施	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	2	男性向け男女共同参画啓発リーフレットの作成	※	男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を促すため、啓発リーフレットを作成し、保育園や子育てオープンスペースなど、こどもがいる世帯の方が手に取りやすい場所を中心に配布する。	作成部数:15,000部	男女共同参画課
	3	男女共同参画推進センターにおける「男性のためのなんでも相談」の実施	※	広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、男性相談員による「男性のためのなんでも相談」を行う。	男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、毎週水曜日と土曜日に電話相談を実施する。	男女共同参画課
	4	子育てハンドブックの作成		子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るため、本市の子育て支援制度や相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るため、本市の子育て支援制度や相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。	こども青少年支援部
	5	家族介護教室の開催		高齢者を介護している家族等が、介護の方法や介護者の健康づくり等の知識と技術を得ることにより、身体的、精神的負担の軽減を図るとともに、介護家族等のリフレッシュ事業を併せて行う。	家族介護教室:40回 家族介護者交流会:8回	高齢福祉課
	6	パパとママの育児教室の開催		第一子又は初めて多胎児妊娠中の夫婦を対象に、助産師による育児アドバイスやおむつ交換の模擬体験など育児に関する教室を開催する。	開催回数:59回 参加予定組数1,313組	こども青少年支援部

基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

基本 施策	番号	主な取組(事業名)	再掲	令和8年度 取組内容(事業内容)	令和8年度実施内容/計画 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
基本 施策6 子育てや 介護等の 支援の充 実	1	民間保育園整備補助 (待機児童対策分)		地域の保育需要に応じて、民間保育園等の新設・分園・増築整備や幼稚園の認定こども園化、小規模保育事業所の新設などの保育園等の整備に対する補助を行う。	最新の保育需要推計を踏まえ、既存施設の効率的な利用による確保方策では十分な対応が図れない地域への補助の必要性を検討する。	幼保給付課
	2	延長保育		保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常(昼間)保育の後、1時間又は2時間の保育を行う。	(公立)1時間延長:36施設 (私立)1時間延長:137施設、2時間延長:9施設	幼保企画課 幼保給付課
	3	休日保育		保護者が勤務しているなどの理由により、休日においても保育が必要な乳幼児の保育を実施する。	(公立)3施設にて実施 (私立)1施設にて実施	幼保企画課 幼保給付課
	4	一時預かり(預かり保育)		保護者の労働・傷病等のやむを得ない理由及び保護者の子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消する等の私的な理由などにより一時的に保育が必要になった乳幼児の保育を行う。また、幼稚園に入园している幼児を対象に、通常の教育時間の前後や夏休み等の長期休暇期間に保育を行う。	(私立)51施設にて実施	幼保給付課
	5	病児・病後児保育		保育園等に通園している乳幼児等が病気の回復期等で集団保育が困難な期間、医療施設等に付設された保育室において一時的に預かる。	市内13施設にて実施	幼保給付課
	6	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)		保育園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、幼稚園や保育園等において毎月一定時間数の範囲内で受入れを行う。	(公立)2施設にて実施 (私立)64施設にて実施	幼保企画課 幼保給付課
	7	ファミリー・サポート・センター事業		保護者の仕事や急用等の際のこどもの一時預かりや送迎など、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)との間の調整を行うことにより、地域における子育てに関する相互援助活動を促進する。	引き続き、援助活動を行う。	こども青少年支援部
	8	民間放課後児童クラブ運営 費等補助		学校施設の活用等による放課後児童クラブの増設が困難な地区において、民間事業者に対する補助を行う。	93クラスで実施	放課後対策課
	9	きんさい！みんなの保育園 事業(はじめての子育て応援 事業)		初妊婦とその配偶者が安心して出産、子育てができるように地域の身近な保育園等において妊娠期からの継続的な子育て支援を行う。	(公立)71施設にて実施 (私立)126施設にて実施	幼保企画課 幼保給付課
	10	こども家庭センターの運営	※	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。	各区地域支えあい課内に設置し、運営している。(全市で8か所)	こども青少年支援部
	11	地域子育て相談機関の設置		子育て家庭等の生活状況の把握や不安感・孤立感の解消等の機会を増やすため、地域の身近な場所である公募型の常設オープンスペースなどにおいて、相談に応じるとともに必要な支援情報の提供や助言などを行う。また、困難を抱えている子育て家庭等を把握した場合は、各区のこども家庭センターと連携し、必要な支援につなげていく。	設置箇所数:16箇所	こども青少年支援部
	12	放課後等デイサービス		就学している障害のあるこどもに対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。	引き続き、事業者が当該サービスを提供する。	障害自立支援課
	13	特別支援学校放課後対策・ いきいき活動事業		障害児を持つ親の就労支援や、家族の一時的な休息などを目的として、放課後や長期休暇中に、特別支援学校内で児童生徒を預かり、安全な活動の場と有意義な時間を提供する。	各社会福祉法人に委託し、県内の特別支援学校で活動の場を提供する。	障害自立支援課
	14	地域包括支援センター運営 事業	※	専門の職員(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等)が、介護予防の支援をはじめ、高齢者の保健・医療・福祉などに関する様々な相談に応じる。	市内に41箇所設置し、運営している。	地域包括ケア推進課
	15	居宅介護(介護予防)サービス等の給付	※	要介護・要支援の認定を受けた介護保険被保険者に対し、保険給付を行う。	事業者が各種のサービスを提供する。	介護保険課

基本方針3 安心して暮らせる社会の実現

基本施策	番号	主な取組(事業名)	再掲	令和8年度 取組内容(事業内容)	令和8年度実施内容/計画 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
基本施策1 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	1	配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)の運営	※	女性相談員を配置し、相談者への支援などを行う。	引き続き、DV被害者の安全確保・保護、支援情報の提供、自立生活促進のための支援などを行う。	男女共同参画課
	2	女性相談員による相談の実施	※	DVセンターの女性相談員が、DV被害者や困難な問題を抱える女性からの相談に応じ、必要とする支援内容や支援制度を情報提供するとともに、関係部署への同行などの伴走支援を行う。	引き続き、DVセンターの女性相談員が、DV被害者や困難な問題を抱える女性からの相談に応じ、必要とする支援内容や支援制度を情報提供するとともに、関係部署への同行などの伴走支援を行う。	男女共同参画課
	3	男女共同参画推進センターにおける「女性のためのなんでも相談」の実施	※	広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、女性相談員による「女性のためのなんでも相談」を行う。	男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、開館日の午前・午後及び水・木曜日の夜間に電話相談を実施する。	男女共同参画課
	4	女性相談員研修会の実施	※	相談員に対し専門的知識を有するアドバイザーによる助言及びカウンセリングを行うことにより、DV被害者等に対する支援の充実につなげる。	臨床心理士や弁護士等の専門的知識を有するアドバイザーが女性相談員への研修を行うことにより、女性相談員の資質向上及び支援の標準化を図る。	男女共同参画課
	5	窓口業務に携わる職員等への研修会の実施	※	窓口業務に携わる職員等を対象としたDV被害者等への適切な対応や二次被害防止等のための研修を実施する。	窓口業務に携わる職員等を対象として、DV防止に関する研修を1回、困難な問題を抱える女性への支援に関する研修を1回開催する。	男女共同参画課
	6	支援調整会議への参加		困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関による情報交換、協議を行う。	県の設置状況を確認し、設置された場合は、本市も関係機関として参加し、困難な問題を抱える女性への支援を行う。	男女共同参画課
	7	要保護児童対策地域協議会の運営	※	医師会、警察、弁護士会、民生委員児童委員協議会等の関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」において、支援対象児童等に関する情報を共有化するとともに、支援対象児童等の早期発見と適切な保護及び支援に取り組む。	引き続き、年1回、代表者会議(35機関)を開催する。	児童相談所
	8	広島市安全なまちづくり推進協議会の開催	※	犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに関する施策等について、学識経験者、各種団体の関係者などで審議を行う。	犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに関する施策等について、学識経験者、各種団体の関係者などで審議を行う。	市民安全推進課
	9	重層的支援体制整備事業		地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な相談支援、参加支援、地域づくりの三つの支援を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備を推進する。	各区に配置する相談支援包括化推進員が、支援関係機関と連携し、様々な分野の課題が絡み合い複雑化・複合化した生活課題を抱える相談者等の支援を行う。	地域共生社会推進課
	10	生活困窮者自立相談支援事業		生活保護に至る前の段階で、様々な課題を抱える生活困窮者の相談に包括的に応じ、各種事業の利用や関係機関との調整等により、自立に向けた継続的な支援を行う。	全区8か所のくらしサポートセンターにおいて、生活困窮者の相談に応じ、支援を行う。	保護自立支援課
	11	就労支援窓口における就労支援		全区に就労支援窓口を設置し、生活保護受給者等の就労支援をハローワークとの一体的支援により実施する。	＜就労支援窓口の開設＞ ・安芸区:木曜日の10:00～15:30 ・安芸区以外:月～金曜日の8:30～17:15 ※いずれも国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び8月6日を除く。	雇用推進課
	12	「自助グループ」による居場所づくり支援		困難を抱えた女性等が、体験を分かち合いながら問題解決に向けて自主的に支えあう「自助グループ」の活動を支援する。	男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、貸室の使用料を減免するなどの活動支援を実施する。	男女共同参画課
	13	ひとり親家庭等の相談支援事業	※	各区の福祉課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談への対応や自立に向けた指導・助言を行う。	各区福祉課に配置(全市で12人)	こども青少年支援部
	14	こども家庭センターの運営	再掲	(再掲)	(再掲)	こども青少年支援部
	15	ひとり親家庭等就業支援事業	※	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親等に対し、就労に関する情報提供や相談、職業紹介等を行うとともに、キャリアカウンセラー等によるオンラインでの就業支援を実施する。	【母子家庭等就業・自立支援センター】 ・パソコン講座 4回 ・簿記講座 4回 ・介護職員講座 4回 ・各講座の準備セミナー 10回 【オンラインによる就業支援】 ・オンライン企業説明会 6回	こども青少年支援部
	16	自立支援教育訓練給付金事業	※	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座の受講料を支給する。	支給人数 19人	こども青少年支援部

基本方針3 安心して暮らせる社会の実現

基本 施策	番号	主な取組(事業名)	再 掲	令和8年度 取組内容(事業内容)	令和8年度実施内容/計画 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
	17	高等職業訓練促進給付金等事業	※	ひとり親家庭の親の就職の際に有利で、経済的自立に効果的な資格(看護師、介護福祉士、保育士など)の取得を促進するため、給付金を支給する。	支給人数 ・高等職業訓練促進給付金 79人 ・高等職業訓練修了支援給付金 35人 ・高等職業訓練促進継続給付金 1人 ・高等職業訓練修了支援特別給付金 1人	こども青少年支援部
	18	ひとり親家庭等日常生活支援事業	※	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭等に対し、家庭生活支援員を派遣し、保育・日常生活の世話等を行う。	・家庭生活支援員の派遣件数及び合計時間 ・生活援助 件数:94件 合計時間:164時間 ・子育て支援 件数:83件 合計時間:129時間	こども青少年支援部
	19	ひとり親家庭等地域生活支援事業		離婚前後において困難を抱える母子等を対象に、一定期間、母子生活支援施設を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、家庭・生活環境を整えるための支援を行う。	設置箇所数:4施設	こども青少年支援部
	20	児童扶養手当の支給	※	ひとり親家庭等のこどもの福祉の増進を図るため、18歳までの国内に住む児童を養育している者等に対し、児童扶養手当の支給を行う。	支給月額(児童1人の場合) 全部支給 48,050円 一部支給 48,040円から11,340円までの10円きざみ	こども青少年支援部
	21	ひとり親家庭等に対する生活応援情報提供事業		ひとり親家庭等に対し、民間企業や地域団体が実施する文化、スポーツ等の体験活動への招待やこども食堂の案内等の情報をSNSを活用してプッシュ配信する。	SNSアカウント(公式LINE及びInstagram)により媒体ごとに週1回を目途に配信を行う。また、必要に応じて随時配信を行う。	こども青少年支援部
	22	若者、女性等に対する就労支援事業	再掲	(再掲)	(再掲)	雇用推進課
	23	地域包括支援センター運営事業	再掲	(再掲)	(再掲)	地域包括ケア推進課
	24	居宅介護(介護予防)サービス等の給付	再掲	(再掲)	(再掲)	介護保険課
	25	自立支援給付		障害者総合支援法に基づき、障害者に対し、介護給付や訓練等給付などを行う。	引き続き、事業者が各種のサービスを提供する。	障害自立支援課
	26	地域生活支援事業		障害者総合支援法に基づき、障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を行う。	引き続き、事業者が各種のサービスを提供する。	障害自立支援課
	27	外国人市民向け生活情報提供事業		本市に転入する外国人向けに、日常生活に必要な行政サービスや生活関連情報をまとめた「外国人市民のための生活ガイドブック」を多言語で作成し、ホームページに掲載するとともに、リーフレット版を各区役所、公民館などで配布する。	リーフレット作成部数:9,000部	国際化推進課
	28	外国人市民の総合相談窓口の運営		日本語の理解が十分でない外国人市民のために多言語(中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、フィリピン語)で対応できる相談窓口を安芸郡4町(府中町、海田町、熊野町、坂町)と共同運営し、窓口や電話での生活支援相談、生活関連情報の提供等を行う。	・開設日数 242日 ・対応件数 1,100件	国際化推進課
	29	外国人市民の日本語能力向上支援		外国人市民が生活に必要な日本語能力を身に付けることができるよう、日本語教育コーディネーターの配置や日本語講座、文化や習慣等の理解のための講座の開催などを行うとともに、外国人を雇用する企業等からの日本語教育等に関する相談に対応する。	・日本語教育コーディネーターの配置:通年 ・日本語講座の開催:(春期)12人、(秋期)12人 ・日本語ボランティア養成講座:(初級)36人×1回、(中級)21人×1回、(上級)13人×1回	国際化推進課
	30	国際フェスタの開催		広島市内の国際交流・協力団体の連携を強化するとともに、市民参加型事業を行い、市民に国際交流・協力活動に親しみ、関心を高めてもらう。	・開催日時 令和8年11月15日(日)10時～16時 ・開催場所 広島国際会議場、平和大通り緑地帯 ・実施事業数 30事業程度(主催者及び共催者自らが実施又は他団体に依頼して実施する事業、国際交流ネットワークひろしま加入団体を対象に行う公募型事業)	国際化推進課
	31	留学生会館まつりの開催		広島市留学生会館に居住している留学生とその家族を中心に留学生会館まつりを開催し、市民と留学生の交流、多文化共生及び異文化理解を促進する。	・開催日 令和8年11月1日(日) ・開催場所 広島市留学生会館	国際化推進課

基本方針3 安心して暮らせる社会の実現

基本 施策	番号	主な取組(事業名)	再 掲	令和8年度 取組内容(事業内容)	令和8年度実施内容/計画 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
	32	人権啓発事業	※	市民や企業等への意識啓発のため、広島法務局、広島人権擁護委員協議会等と連携し、啓発事業(ヒューマンフェスタなどのイベントの開催や、人権啓発資料の作成・配布等)を実施する。	・ヒューマンフェスタ 実施時期:12月にイベントを実施 ・マツダスタジアムでの啓発活動 カープ公式戦において、カープとコラボした啓発物品の配布や啓発パネルの展示、大型ビジョンを活用した啓発活動を実施する。 〔実施回数〕年1回 〔実施場所〕マツダスタジアム内イベント広場 〔啓発物品配布数(予定)〕カープコラボクリアホルダー:1,000部、コットンバック:300部 ・人権啓発リーダー養成講座 地域団体、市民活動団体、企業の研修担当者を対象にリーダー養成講座を開催することにより、それぞれの人権啓発活動を支援する。 〔実施回数〕年1回(市民向けと企業向けを隔年で実施) 〔参加者数〕オンライン開催 ・人権啓発パンフレットの作成・配布 地域社会や企業にとって、身近な人権課題を分かりやすく取り上げた冊子を作成・配布する。 〔発行頻度〕年1回 〔作成数(予定)〕6,000部 〔配布方法〕市民を対象に、ミニフェスティバルや区役所等が主催するイベント(区民まつりなど)、本市主催の人権研修等で配布 ・人権啓発ポスターの作成・掲出等 高校生が人権啓発につながるメッセージを自ら考え、「書」にしたためたものをポスターにし、12月4日～10日の人権週間に合わせ市内各所へ掲出する。 〔実施回数〕年1回 〔掲出場所〕市内公共施設、紙屋町シャレオ、市内バス停、市内JR各駅等	人権啓発課
	33	パートナーシップ宣誓制度		パートナーシップ宣誓制度を実施することにより、性的マイノリティに関する社会的理解の促進と性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会の実現をより一層押し進める。	・パートナーシップ宣誓書受領証等の作成 宣誓書を受領したことを証する受領証(A4)と行政サービス等を利用する際に提示する受領カード(一般カードサイズ)を宣誓者へ交付する。 ・制度周知チラシの作成・配布 チラシを作成し、制度の周知や性的マイノリティへの理解促進を図る。区役所窓口や市関連施設、広島市に本支店がある企業等に配付する。	人権啓発課
	34	男女共同参画の視点等を取り入れた指定避難所運営のための支援	再掲	(再掲)	(再掲)	災害予防課 人権啓発課 男女共同参画課
	35	幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実	※	こども達が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようにするため、幼稚園・学校における人権教育の充実を図るとともに、家庭科や道徳科など、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などを含め、互いの違いや多様性を理解・尊重し、共生・協働する力を育むための学習を実施する。	学校人権教育推進事業校内研修会を実施する。家庭科、道徳科など、教育活動全体において、年間を通じて実施する。	指導第一課 指導第二課
	36	保育園等における多様性の理解と充実	※	保育園職員の研修等を通して、性別等による固定観念にとらわれず、互いを認め合い、支えあえる保育環境の中で、すべてのこどもたちが自分らしく育つことができるよう意識啓発を図る。	研修会の実施 開催予定回数:2回	幼保企画課

基本方針3 安心して暮らせる社会の実現

基本施策	番号	主な取組(事業名)	再掲	令和8年度 取組内容(事業内容)	令和8年度実施内容/計画 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
基本施策2 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進	1	妊娠・出産包括支援事業		各区のこども家庭センターに母子保健コーディネーターを配置し、助言や情報提供等を行うとともに、産後1年未満の産婦を対象に、本市が委託する訪問介護事業所等からヘルパーを派遣し、産婦の自宅で家事や育児等の支援を行う。	各区のこども家庭センターに母子保健コーディネーターを配置し、助言や情報提供等を行うとともに、産後1年未満の産婦を対象に、本市が委託する訪問介護事業所等からヘルパーを派遣し、産婦の自宅で家事や育児等の支援を行う。	こども青少年支援部
	2	産後ケア事業		産後1年未満の産婦を対象に、自宅への助産師の派遣や、本市が委託する産科医療機関等での宿泊や通所により、母体・乳児のケアや育児に関する指導等を行う。	産後1年未満の産婦を対象に、自宅への助産師の派遣や、本市が委託する産科医療機関等での宿泊や通所により、母体・乳児のケアや育児に関する指導等を行う。	こども青少年支援部
	3	健康増進事業		心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な保健指導及び助言を行い、生活習慣病の予防を図る。	健康教育 年500回 健康相談 年100回	健康推進課
	4	骨粗しょう症検診の受診勧奨		骨粗しょう症検診の受診率を向上させるために、チラシ等の作成や世界骨粗しょう症デーに合わせてライトアップを行う。	作成したチラシを配布し、世界骨粗しょう症デーに合わせてライトアップを行う。	健康推進課
	5	がん検診の受診勧奨		がん検診に対する意識向上を図るため、広報紙、ホームページ、健康教室等において受診を呼びかける。また、特定の年齢に達した市民に対し、がん検診の無料クーポン券等を配布する。	広報紙、ホームページ、健康教室等において受診を呼びかける。また、特定の年齢に達した市民に対し、がん検診の無料クーポン券等を配布する。	健康推進課
基本施策3 性と生殖に関する健康と権利の浸透	1	思春期保健教育	※	学校において、学習指導要領に基づき、体育科等の保健の授業を通じて、発達段階に応じた学習を実施する。	小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校の全212校において年間を通じて実施する。	健康教育課
	2	学生・若者を対象としたライフデザインセミナー等の開催	※	学生・若者が個人の自己実現を図り、自分らしく自立した社会生活を送ることができるよう、ライフデザイン(将来設計)に関する学びの機会や知識等の提供を行う。	＜大学生を対象としたライフデザインセミナー・講義＞ 実施意向のある大学や協力意向のある企業と連携し、随時開催 ＜社会人を対象としたライフデザインセミナー＞ 実施回数:1回(オンライン開催)	こども・子育て政策室
	3	男女共同参画推進センターにおける生理講座等の開催		広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、男性のための「生理講座」などを開催し、女性の生理や更年期障害について基本的な知識を学ぶ講義を行う。	開催回数:2回	男女共同参画課
	4	女性の健康を支えるための取組の促進	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課 健康推進課
	5	性と健康に関する相談		各区地域支えあい課において、性別を問わず、思春期・妊娠や出産・不妊や不育・婦人科や泌尿器科の病気・更年期の悩みなど、健康に関する相談に応じる。	各区地域支えあい課において、性別を問わず、思春期・妊娠や出産・不妊や不育・婦人科や泌尿器科の病気・更年期の悩みなど、健康に関する相談に応じる。	健康推進課 こども青少年支援部
	6	(男女共同参画推進センターにおける「女性のためのなんでも相談」の実施	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課

基本方針4 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

基本 施策	番号	主な取組(事業名)	再 掲	令和8年度 取組内容(事業内容)	令和8年度実施内容/計画 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
基本 施策 1 性 犯 罪 ・ 性 暴 力 を 始 め あ ら ゆ る 暴 力 根 絶 の た め の 認 識 の 徹 底 と 対 応	1	デートDV防止対策	※	デートDVに対する正しい理解と予防啓発を目的とした内容のリーフレットを作成し、市内の高校、大学等に配布する。	作成部数:19,000部	男女共同参画課
	2	犯罪被害者等総合相談		犯罪被害者等からの相談や問合せに対し、庁内関係課の各種支援制度の案内を行うとともに、必要に応じて庁外関係機関、団体に関する情報提供や橋渡しなどを行う。	犯罪被害者等からの相談や問合せに対し、庁内関係課の各種支援制度の案内を行うとともに、必要に応じて庁外関係機関、団体に関する情報提供や橋渡しなどを行う。	市民安全推進課
	3	配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)の運営	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	4	女性相談員による相談の実施	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	5	男女共同参画推進センターにおける「女性のためのなんでも相談」の実施	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	6	男女共同参画推進センターにおける「男性のためのなんでも相談」の実施	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	7	広島市安全なまちづくり推進協議会の開催	再掲	(再掲)	(再掲)	市民安全推進課
	8	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	※	チラシをセットにした啓発用品を女性団体と連携して街頭で配布する。また、運動期間中に合わせてパープルライトアップを行う。	・実施箇所 2か所 ・啓発用品1000個を配布	男女共同参画課
	9	「減らそう犯罪」推進事業	※	区民大会や公民館での防犯講習会の開催、防災情報メールや市の公式LINEによる不審者情報等の提供、市立中学校での犯罪被害等防止教室の実施、防犯活動団体への防犯資機材の提供、一家一事業所一点灯運動の推進などの取組を行い、市民、事業者及び行政が連携・協働して、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進する。	引き続き、区民大会や公民館での防犯講習会の開催、防災情報メールや市の公式LINEによる不審者情報等の提供、市立中学校での犯罪被害等防止教室の実施、防犯活動団体への防犯資機材の提供、一家一事業所一点灯運動の推進などの取組を行い、市民、事業者及び行政が連携・協働して、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進する。	市民安全推進課
	10	SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業	※	若年層が気軽に読むことができる漫画による男女共同参画に関するテーマの啓発コンテンツを作成し、男女共同参画課の公式Instagramや本市がアカウントを持つSNS(LINE、X)に掲載することにより、男女共同参画に係る啓発を図る。	デートDV防止や固定的な性別役割分担意識の解消に係る内容の漫画を作成し、課の公式Instagramや本市がアカウントを持つSNS等に掲載する。	男女共同参画課
	11	中学生向け男女共同参画啓発冊子の作成	※	啓発冊子を市内の中学校に配布し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。	作成部数:12,700部	男女共同参画課
	12	安全教育推進事業		学校において、日常生活で起こる事件・事故や様々な自然災害に関する安全教育の推進を図る。	・安全意識啓発マップづくり ・こどもの安全に係る研修(全幼稚園・学校管理職対象) ・学校安全担当者研修(全幼稚園・学校教職員対象)	健康教育課
	13	こどもの安全対策推進事業		地域におけるこどもの見守り活動の促進等に取り組む。	・地域学校安全指導員(元警察官10人)による学校巡回指導等 ・市民や地域団体等による見守り活動	健康教育課
	14	犯罪被害等防止教室	※	中学校で開催する犯罪被害防止教室の中で、デジタル性犯罪の防止に向けた講義を行う。	実施回数:16回(市立中学校16校で実施予定)	市民安全推進課

基本方針4 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

基本施策	番号	主な取組(事業名)	再掲	令和8年度 取組内容(事業内容)	令和8年度実施内容/計画 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
基本施策2 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実	1	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	2	DV防止啓発に係る広告掲載		DV防止についての啓発及び相談窓口の周知を目的として商店街においてアーケード幕を掲出し、男女問わず様々な年代の市民に向けた啓発を図る。	引き続き、11月に3,600mm×5,000mm(両面)のカラー幕を2週間掲出する。	男女共同参画課
	3	DV防止対策に関する市民向けセミナーの実施		女性団体などからなる「広島市女性団体連絡会議(広島WENET)」主催によるDV防止対策等に関するセミナーを支援する。	2月に実施予定。	男女共同参画課
	4	DV防止啓発リーフレット等の作成		DVに対する認識の浸透、徹底を図るとともに、DV相談窓口を周知するため、DV防止啓発リーフレット及びDV被害者支援携帯用カード等を作成・配布する。	作成部数:13,000部(リーフレット)、11,000部(携帯用カード)	男女共同参画課
	5	SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	6	デートDV防止対策	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	7	中学生向け男女共同参画啓発冊子の作成	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	8	配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)の運営	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	9	女性相談員による相談の実施	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	10	DV専門法律相談事業		DV被害者等に対し、弁護士によるDVに関連する法律相談を実施する。	随時実施。	男女共同参画課
	11	DVカウンセリング事業		DV被害者等に対し、臨床心理士によるカウンセリングを実施する。	随時実施。	男女共同参画課
	12	DV対策関係機関連絡会議の開催	※	DV対策関係機関連絡会議を開催し、広島市域のDV対策関係機関による情報交換、協議等を行う。	開催回数:1回 構成機関:市関係課、広島県西部こども家庭センター、広島県警察本部、広島弁護士会、法務局、民間団体(シェルター、相談機関)	男女共同参画課
	13	女性相談員研修会の実施	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	14	窓口業務に携わる職員等への研修会の実施	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	15	DV被害者の緊急時における一時保護		面接相談等により緊急一時保護が必要だと判断した場合、県や民間シェルターへ一時保護を依頼する。	随時実施。	男女共同参画課
	16	民間シェルター支援		民間シェルターの運営の安定を図るため、運営費を助成する。	補助金交付団体:1団体	男女共同参画課
	17	保護命令制度の利用支援		加害者に対して接近禁止等を行う保護命令制度の情報提供や、裁判所へ提出する申立書の作成援助、裁判所への同行等の支援を実施する。	随時実施。	男女共同参画課
	18	住民基本台帳の閲覧等の制限		被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行う。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底する。	閲覧申出において特別の請求がない場合は、支援対象者を除く請求であるとみなし、支援対象者に係る部分を抹消した閲覧リストを閲覧に供する。相手方等から支援対象者に係る住民票の写し、戸籍の附票の写し等の交付請求があったときは、不当な目的があるものとして請求を拒否する。また支援の必要がある関係各課への支援に関する情報提供を行う。	区政課

基本方針4 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

基本 施策	番号	主な取組(事業名)	再 掲	令和8年度 取組内容(事業内容)	令和8年度実施内容/計画 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
	19	母子生活支援施設入所措置		母子家庭等の自立に向けて、母と子どもを共に母子生活支援施設に保護し、生活支援、住宅支援、教育支援、就職支援等を行う。	設置箇所数:4施設	こども青少年支援部
	20	身元保証人確保対策事業		児童養護施設、母子生活支援施設等への入所等をしている子ども又は女性に対し、安心して大学進学や就職、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための保険料を負担する。	引き続き、保険料の負担を行う。	こども青少年支援部
	21	市営住宅入居に係る優遇措置の実施		市営住宅入居に係る優遇措置に加え、緊急の住宅確保要望に対応するため、市営住宅の一時使用許可を行う。	引き続き、市営住宅入居に係る優遇措置に加え、緊急の住宅確保要望に対応するため、市営住宅の一時使用許可を行う。	住宅政策課
	22	ひとり親家庭等就業支援事業	再掲	(再掲)	(再掲)	こども青少年支援部
	23	自立支援教育訓練給付金事業	再掲	(再掲)	(再掲)	こども青少年支援部
	24	高等職業訓練促進給付金等事業	再掲	(再掲)	(再掲)	こども青少年支援部
	25	犯罪被害者等見舞金支給事業		犯罪被害者等への応急的な経済的支援として、見舞金を支給する。ただし、犯罪被害者等と加害者との間に親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合に限る。	犯罪被害者等への応急的な経済的支援として、見舞金を支給する。ただし、犯罪被害者等と加害者との間に親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合に限る。	市民安全推進課
	26	犯罪被害者等日常生活等支援事業		犯罪被害により日常生活等に支障が生じている犯罪被害者等に対して日常生活等支援に要する費用を助成する。ただし、犯罪被害者等と加害者との間に親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合に限る。	犯罪被害により日常生活等に支障が生じている犯罪被害者等に対して日常生活等支援に要する費用を助成する。ただし、犯罪被害者等と加害者との間に親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合に限る。	市民安全推進課
	27	ひとり親家庭等の相談支援事業	再掲	(再掲)	(再掲)	こども青少年支援部
	28	こども家庭センターの運営	再掲	(再掲)	(再掲)	こども青少年支援部
	29	ひとり親家庭等日常生活支援事業	再掲	(再掲)	(再掲)	こども青少年支援部
	30	要保護児童対策地域協議会の運営	再掲	(再掲)	(再掲)	児童相談所
基本 施策3 防止と被害者への支援の充実	31	「減らそう犯罪」推進事業	再掲	(再掲)	(再掲)	市民安全推進課
	1	事業所等向け男女共同参画支援講座の実施	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	2	セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する職員研修の実施		毎年、全職員対象に実施する公務員倫理に関する研修において、セクハラ防止等の研修を行う。	・基本研修 全階層別職員研修で実施。 ・特別研修 公務員倫理指導者養成講座(所属長を対象) ・公務員倫理研修(全職員を対象(基本研修受講者を除く。))	人事課 研修センター
	3	セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する教職員研修の実施		中堅教諭等資質向上研修において、セクハラ防止等の研修を実施する。	・実施回数 1回 ・受講者数 201人	教育センター
	4	男女共同参画推進センターにおける「女性のためのなんでも相談」の実施	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	5	男女共同参画推進センターにおける「男性のためのなんでも相談」の実施	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課

基本方針5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

基本 施策	番号	主な取組(事業名)	再 掲	令和8年度 取組内容(事業内容)	令和8年度実施内容/計画 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
基本 施策1 合う教育や啓発の推進 互いの人権を尊重し	1	人権啓発事業	再掲	(再掲)	(再掲)	人権啓発課
	2	幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭教育などの充実	再掲	(再掲)	(再掲)	指導第一課 指導第二課
	3	保育園等における多様性の理解と充実	再掲	(再掲)	(再掲)	幼保企画課
基本 施策2 男女共同参画推進拠点施設における取組の推進	1	男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)の運営		男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する普及啓発、講座・研修の実施、活動の場の提供等を行う。	男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する普及啓発、講座・研修の実施、活動の場の提供等を行う。	男女共同参画課
	2	男女共同参画フォーラムの開催		広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、男女共同参画に関する普及啓発を目的に、講演や意見交換等を行う。	開催回数:1回	男女共同参画課
	3	男女共同参画推進センターにおける講座・研修の実施		広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、仕事と家庭の両立、女性の活躍推進、女性の政治参画など男女共同参画に関する講座・研修を実施する。	開催回数:2回	男女共同参画課
	4	男女共同参画推進センターにおける女性の就労支援	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	5	男女共同参画推進センターにおける「女性のためのなんでも相談」の実施	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	6	男女共同参画推進センターにおける「男性のためのなんでも相談」の実施	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	7	男女共同参画推進員の活動支援		広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、男女共同参画に関する市民の学習の支援や、啓発活動の担い手として、推進員が行う活動を支援する。	広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、男女共同参画に関する市民の学習の支援や、啓発活動の担い手として、推進員が行う活動を支援する。	男女共同参画課
基本 施策3 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進	1	SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	2	男女共同参画課公式SNSの運用		若い世代に対して、本市の女性活躍推進に係る取組や男女共同参画の啓発に係る情報発信を強化するため、若い世代への情報発信に有効なツールとなっているSNS(Instagram)を活用し、女性活躍を進める企業の情報や男女共同参画に関する啓発、デートDV防止啓発漫画等を積極的に発信する。	男女共同参画課公式Instagramを活用し、男女共同参画に関する啓発等を積極的に発信する。	男女共同参画課
	3	男女共同参画啓発リーフレットの作成	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	4	男女共同参画週間における啓発活動		毎年6月の男女共同参画週間に合わせ、区役所等での啓発パネル展示や、広島駅南口地下広場の大型ディスプレイでの啓発メッセージの配信など、一般に向けた啓発を行う。	・啓発パネル展示:4区(中区、東区、安佐南区、安佐北区) ・広島駅南口地下の大型映像表示装置で、2026年度「男女共同参画週間」のキャッチフレーズに関する啓発メッセージの配信を行う。 ・デジタルサイネージを使用し、男女共同参画社会の啓発を行う。	男女共同参画課
	5	男女共同参画の視点からの公的広報ガイドラインの作成		職員向けの「男女共同参画の視点からの公的広報ガイドライン」を作成し、市刊行物等の作成に当たり、男女共同参画の視点からの適切な表現の徹底を図る。	「男女共同参画の視点からの公的広報ガイドライン」を改訂し、全庁掲示板等へ掲載すること等により、各所属へ周知を図る。	男女共同参画課

基本方針5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

基本 施策	番号	主な取組(事業名)	再 掲	令和8年度 取組内容(事業内容)	令和8年度実施内容/計画 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
基本 施策4 こどもの 頃からの 男女共同 参画を推 進する教 育の充実	1	小中学生向け男女共同参画啓発冊子の作成		啓発冊子を市内の全小学校の5年生、全中学校の2年生に配布し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。	作成部数:12,600部(小学生)、12,700部(中学生)	男女共同参画課
	2	幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実	再掲	(再掲)	(再掲)	指導第一課 指導第二課
	3	SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	4	男女共同参画課公式SNSの運用	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	5	理工系分野への女性参画推進に関する啓発の推進	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	6	学生・若者を対象としたライフデザインセミナー等の開催	再掲	(再掲)	(再掲)	こども未来調整課
	7	保育園等における多様性の理解と充実	再掲	(再掲)	(再掲)	幼保企画課
	8	児童生徒の情報活用能力の育成		児童生徒の発達段階に応じて、情報に関する必要な知識や技術等を身に付けるための授業を行うとともに、ICTを利活用する上で身に付けておくべき態度や考え方を育成するため、情報モラル教育に取り組む。	道徳科や総合的な学習の時間等において、年間を通じて実施する。	指導第一課 指導第二課
	9	電子メディアと子どもたちの健全な関係づくりの推進事業		「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」に定める基本方針に基づき、性・暴力表現などから青少年を隔離するフィルタリング利用促進のための保護者啓発及び電子メディアを安全に利用するための講習会(ケータイ出前講座)の開催など、家庭・学校・地域・事業者が連携した各種事業を行う。	引き続き、児童生徒、保護者への啓発を行うとともに、保護者や地域住民、児童生徒等を対象とした電子メディアに関する講習会を申請に応じて開催する。	こども青少年支援部
	10	犯罪被害等防止教室	再掲	(再掲)	(再掲)	市民安全推進課
	11	男女共同参画啓発リーフレットの作成	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	12	男性向け男女共同参画啓発リーフレットの作成	再掲	(再掲)	(再掲)	男女共同参画課
	13	性感染症予防事業		性感染症予防のための知識や感染予防策の普及啓発を図る。	年間約300回実施する無料匿名HIV検査の受検者に対し啓発を行うなど、引き続きR7年度の取り組みを実施する。	健康推進課
	14	思春期保健教育	再掲	(再掲)	(再掲)	健康教育課

基本方針5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

基本 施策	番号	主な取組(事業名)	再 掲	令和8年度 取組内容(事業内容)	令和8年度実施内容/計画 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
基本 施策5 平和の 発信と 国際理 解・国 際協力 の推進	1	男女共同参画センターにおける学習・研修の支援		広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、世界の女性の状況など男女共同参画に関する書籍や学習の場を提供し、国際社会の動向に関する学習・研修を支援する。	広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、世界の女性の状況など男女共同参画に関する書籍や学習の場を提供し、国際社会の動向に関する学習・研修を支援する。	男女共同参画課
	2	ヒロシマ平和の灯のつどい		女性団体などからなる「広島市女性団体連絡会議(広島WENET)」主催(本市共催)。核兵器廃絶と世界恒久平和の願いを「平和の灯」に託し、原爆犠牲者のご冥福を祈る催しと合わせて被爆者の証言を聞く会を毎年7月31日に実施し、女性団体や一般市民のほか、平和記念公園への来訪者も参加する活動を支援する。	7月31日に実施予定。	男女共同参画課
	3	国際女性デーひろしま		女性団体などからなる「国際女性デーひろしま実行委員会」が主催。毎年3月8日の「国際女性デー」に合わせ、男女共同参画推進に向けた講演や展示、パレードなどを行う活動を支援する。	3月に実施予定。	男女共同参画課
	4	国際フェスタの開催	再掲	(再掲)	(再掲)	国際化推進課
	5	留学生会館まつりの開催	再掲	(再掲)	(再掲)	国際化推進課
	6	多文化共生・国際交流補助金交付事業		広島平和文化センターにおいて、広島市内で、多文化共生及び国際交流・協力に関する活動を行う団体を育成・振興するため、広島市内や外国で行われる多文化共生及び国際交流・協力に関する事業に補助金を交付する。	予算額:89万7千円 交付限度額: 多文化共生事業及び国際交流事業 10万円 国際交流事業(姉妹・友好都市等青少年交流) 30万円 国外事業 30万円	国際化推進課